

【坂戸市文化会館ふれあ感染拡大防止ガイドライン】

ステップ9

2023年3月13日現在

本ガイドラインは施設の利用再開にあたり、皆様に安心してご来場いただけるように国や県の指針を参考に感染拡大防止策を定めたものです。坂戸市文化会館ふれあ（以下ふれあ）をご利用いただく皆様におかれても、これらの対策の実施にご協力いただけますようお願いいたします。なお、内容は状況に応じて随時見直してまいります。また、感染拡大状況によりましては臨時休館する場合があります。

◆…必須事項

| | 対策 | 実施方法 | 対策を講じる人 | | |
|--------|---------------|---|---|-----------|---|
| | | | ふれあ施設担当 | 主催者(ふれあ含) | |
| 施設利用関係 | 接触感染リスクの回避 | ①館内各所への消毒液の設置 | 建物出入口のほか、各階に設置する | ● | |
| | | ②手指の消毒 | ①の消毒液を使用した手指消毒を来場者に促す | ◆ | ◆ |
| | | ③不特定多数の人の手が触れる場所の消毒 | ドアノブ、手すり、エレベータのボタン類、トイレ扉の鍵部分、机の天板、椅子の背もたれ部分などの消毒を利用前に実施する | ● | |
| | | ④施設利用後の消毒(ホール舞台・客席除く) | 高頻度接触部位(使用した机、椅子、ドアノブ等)や他者と共有するもの、場所を消毒する | | ● |
| | | ⑤貸出し備品の消毒(ホワイトボードマーカー、マイク等) | 十分な消毒ができない場合は撤去(茶器類など)する | ● | |
| | | ⑥衛生的な環境の維持 | 清掃員のマスク・手袋着用トイレ内…便座除菌清掃/蓋を閉めて流すように案内表示 | ● | |
| | 飛沫感染リスクの回避 | ⑦お出かけ前の検温 | 来館者・運営スタッフ・出演者等に事前周知する | | ● |
| | | ⑧次の方への来館自粛要請と入場制限 ・37.5℃以上の発熱、又は平熱より1度超過する方 ・体調がすぐれない方(咳、咽頭痛など) ・感染者との濃厚接触がある方 | 来館者・運営スタッフ・出演者等に事前周知する 体調がすぐれない方については、体温計測を行い、発熱がある方の入場を制限する | | ● |
| | | ⑨マスクの着用 | マスクの着用については、利用者個人の判断に委ねる。 但し、感染対策上又は事業上の理由等により必要な場合は着用を求める。 | | ● |
| | | ⑩人との距離をできるだけ空ける | エレベータを使用する際は、人と人との間隔を空け、会話を控える | ● | |
| | | ⑪こまめな換気の実施 | 空調設備で外気の取り入れを行う | ● | |
| | | | 開場時間、休憩時間に扉を解放し、換気を行う(本番時も可能な限り解放) | | ◆ |
| | | ⑫イベント等の開催制限 | 業種別ガイドラインを踏まえ実施する | | ● |
| | | ⑬人が滞留しないための段階的な入退場 | 時間差を設けた入退場や入退場導線の分散、影アナウンスでエリアごとの入退場を誘導する等、一定の距離・間隔を確保する | | ● |
| | | ⑭対面窓口における係員と来館者の遮蔽 | チケットカウンター、事務室受付カウンターにアクリルパーテーションを設置する | ● | |
| | ⑮飲食時の対策 | 管理棟会議室での飲食は可とする。但し、食事については届出をし、許可を受ける。 (マスク着用の判断は個人に委ねる) ホール客席での飲食は不可とする。 | | ◆ | |
| | 飛沫・接触感染リスクの回避 | ⑯感染リスクの高いと思われる活動への感染防止対策 | 飛沫感染や接触感染リスクを伴う活動や器具・道具類を共有して使用する活動等については、利用者間で協議の上、創意工夫を行い、十分な感染防止対策を講じる | | ● |
| | イベント開催時の対策 | ⑰イベント開催時の対策 | 主催者は、県が定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者のホームページ等で公表する。 主催者は自らが作成した「チェックリスト」をイベント終了日から1年間保管する。 | | ● |
| | 利用の制限 | ⑱利用の制限(「計画変更」もしくは「利用取り消し」の要請、利用許可ができない活動) | 来館者・運営スタッフ・出演者等において上記「◆必須事項」の対策が講じられない場合は、「計画の変更」や「利用の取り消し」を要請する *上記の対応が難しい場合は、ご相談ください。 | ● | ● |
| その他 | ⑲スタッフの健康管理 | 就業開始前に検温を実施し、健康状態を把握する 体調不良の場合は休養を促す 休憩時における対面での食事や会話を制限する | ● | | |

【坂戸市文化施設オルモ感染拡大防止ガイドライン】

ステップ9

2023年3月13日現在

本ガイドラインは施設の利用再開にあたり、皆様に安心してご来場いただけるように国や県の指針を参考に感染拡大防止策を定めたものです。坂戸市文化施設オルモ（以下オルモ）をご利用いただく皆様におかれても、これらの対策の実施にご協力いただけますようお願いいたします。なお、内容は状況に応じて随時見直してまいります。また、感染拡大状況によりましては臨時休館する場合があります。

◆…必須事項

| | 対策 | 実施方法 | 対策を講じる人 | | | |
|--------|------------|---|---|---|---|---|
| | | | オルモ施設担当 | 主催者(オルモ含) | | |
| 施設利用関係 | 接触感染リスクの回避 | ①館内各所への消毒液の設置 | 建物出入口のほか、各階に設置する | ● | | |
| | | ②手指の消毒 | ①の消毒液を使用した手指消毒を来場者に促す | ◆ | ◆ | |
| | | ③不特定多数の人の手が触れる場所の消毒 | ドアノブ、手すり、エレベータのボタン類、トイレ扉の鍵部分、机の天板、椅子の背もたれ部分などの消毒を利用前に実施する | ● | | |
| | | ④施設利用後の消毒(ホール舞台・客席除く) | 高頻度接触部位(使用した机、椅子、ドアノブ等)や他者と共有するもの、場所を消毒する | | ● | |
| | | ⑤貸出し備品の消毒(ホワイトボードマーカー、マイク等) | 十分な消毒ができない場合は撤去(茶器類など)する | ● | | |
| | | ⑥施設内レストラン営業について | 当施設のガイドラインに準ずる | | | |
| | | ⑦衛生的な環境の維持 | 清掃員のマスク・手袋着用トイレ内…便座除菌清掃／蓋を閉めて流すように案内表示 | ● | | |
| | 飛沫感染リスクの回避 | ⑧お出かけ前の検温 | 来館者・運営スタッフ・出演者等に事前周知する | | ● | |
| | | ⑨次の方への来館自粛要請と入場制限 ・37.5℃以上の発熱、又は平熱より1度超過する方 ・体調がすぐれない方(咳、咽頭痛など) ・感染者との濃厚接触がある方 | 来館者・運営スタッフ・出演者等に事前周知する 体調がすぐれない方については、体温計測を行い、発熱がある方の入場を制限する | | ● | |
| | | ⑩マスクの着用 | マスクの着用については、利用者個人の判断に委ねる。 但し、感染対策上又は事業上の理由等により必要な場合は着用を求める。 | | ● | |
| | | ⑪人との距離をできるだけ空ける | エレベータを使用する際は、人と人との間隔を空け、会話を控える | ● | | |
| | | ⑫こまめな換気の実施 | 空調設備で外気の取り入れを行う 開場時間、休憩時間に扉を解放し、換気を行う(本番時も可能な限り解放) | ● | ◆ | |
| | | ⑬イベント等の開催制限 | 業種別ガイドラインを踏まえ実施する | | ● | |
| | | ⑭人が滞留しないための段階的な入退場 | 時間差を設けた入退場や入退場導線の分散、影アナウンスでエリアごとの入退場を誘導する等、一定の距離・間隔を確保する | | ● | |
| | | ⑮対面窓口における係員と来館者の遮蔽 | 事務室受付カウンターにアクリルパーテーションを設置する | ● | | |
| | ⑯飲食時の対策 | 管理棟会議室での飲食は可とする。但し、食事については届出をし、許可を受ける。 (マスク着用の判断は個人に委ねる) ホール客席での飲食は不可とする。 | | ◆ | | |
| | リスクの回避 | 飛沫・接触感染 | ⑰感染リスクの高いと思われる活動への感染防止対策 | 飛沫感染や接触感染リスクを伴う活動や器具・道具類を共有して使用する活動等については、利用者間で協議の上、創意工夫を行い、十分な感染防止対策を講じる | | ● |
| | イベント開催時の対策 | ⑱イベント開催時の対策 | 主催者は、県が定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者のホームページ等で公表する。 主催者は自らが作成した「チェックリスト」をイベント終了日から1年間保管する。 | | ● | |
| | 利用の制限 | ⑲利用の制限(「計画変更」もしくは「利用取り消し」の要請、利用許可ができない活動) | 来館者・運営スタッフ・出演者等において上記「◆必須事項」の対策が講じられない場合は、「計画の変更」や「利用の取り消し」を要請する *上記の対応が難しい場合は、ご相談ください。 | ● | ● | |
| | その他 | ⑳スタッフの健康管理 | 就業開始前に検温を実施し、健康状態を把握する 体調不良の場合は休養を促す 休憩時における対面での食事や会話を制限する | ● | | |